

区民委員会報告資料

令和 8 年 9 月 1 8 日

報告事項件名	頁
1 審議会等における女性委員比率について	2
2 学習センターでの小学生向け夏休み子どもの居場所事業の実施結果について	7
3 学校開放事業における暴力事案の再発防止に向けた抜本的改革について . .	10
4 足立区学校開放事業審議会からの答申に基づく今後の取組の方向性について	19
5 「図書宅配サービス」の対象者拡充について	25
6 梅田八丁目複合施設整備の照査業務委託の入札不調に伴うスケジュール延長及 び区民ワークショップ（令和 8 年度第 1 回）の実施結果について	28
7 中央図書館リニューアルのスケジュール変更及び第 3 回区民ワークショップの 開催結果について	31

(地域のちから推進部)

区民委員会報告資料

令和8年9月18日

件名	審議会等における女性委員比率について																																										
所管部課名	地域のちから推進部多様性社会推進課																																										
内容	足立区男女共同参画社会推進条例（第12条）に関連して、附属機関である審議会等（地方自治法第202条の3に基づき法律・条例で設置）の女性委員比率向上の取組結果について次のとおり報告する。 1 附属機関である審議会等の女性委員比率について 審議会等における女性委員比率は、令和2年度の35.1％をピークに、近年、横ばいの推移が続いている。また、男女の比率が適正値（40～60％）に達している審議会の割合が前年度から微減し、女性委員が30％未満の審議会が増加している。 （1）審議会等の女性委員数と割合（休会中の審議会等は除く。） 令和8年度：女性委員比率<u>34.3％</u>（前年度比±0ポイント） ※ 各年4月1日時点 <table><thead><tr><th>年度</th><th>女性委員（人）</th><th>女性委員比率（％）</th></tr></thead><tbody><tr><td>H26</td><td>207</td><td>24.4</td></tr><tr><td>H27</td><td>211</td><td>24.1</td></tr><tr><td>H28</td><td>236</td><td>25.7</td></tr><tr><td>H29</td><td>245</td><td>28</td></tr><tr><td>H30</td><td>321</td><td>29.6</td></tr><tr><td>R1</td><td>321</td><td>32.5</td></tr><tr><td>R2</td><td>359</td><td>35.1</td></tr><tr><td>R3</td><td>323</td><td>35.1</td></tr><tr><td>R4</td><td>307</td><td>34.6</td></tr><tr><td>R5</td><td>313</td><td>34.4</td></tr><tr><td>R6</td><td>308</td><td>34.3</td></tr><tr><td>R7</td><td>316</td><td>34.3</td></tr><tr><td>R8</td><td>330</td><td>34.3</td></tr></tbody></table> （2）男女の委員比率が適正値（40～60％）の附属機関である審議会等（別紙1・Ⅲ－☆No.4～31参照） 全体の<u>45.2％</u>（28／62審議会） 令和7年度比：<u>－0.3ポイント</u>（25／55審議会） 令和9年度目標値※：70％ （参考：62審議会の場合44以上で達成） ※ 第8次足立区男女共同参画行動計画における目標値 （3）女性委員が30％未満の審議会等（別紙1・Ⅲ－★No.45～62参照） 全体の<u>29.0％</u>（18／62審議会） 令和7年度比：<u>＋3.5ポイント</u>（14／55審議会）	年度	女性委員（人）	女性委員比率（％）	H26	207	24.4	H27	211	24.1	H28	236	25.7	H29	245	28	H30	321	29.6	R1	321	32.5	R2	359	35.1	R3	323	35.1	R4	307	34.6	R5	313	34.4	R6	308	34.3	R7	316	34.3	R8	330	34.3
年度	女性委員（人）	女性委員比率（％）																																									
H26	207	24.4																																									
H27	211	24.1																																									
H28	236	25.7																																									
H29	245	28																																									
H30	321	29.6																																									
R1	321	32.5																																									
R2	359	35.1																																									
R3	323	35.1																																									
R4	307	34.6																																									
R5	313	34.4																																									
R6	308	34.3																																									
R7	316	34.3																																									
R8	330	34.3																																									

2 女性委員比率向上のための取組

(1) ヒアリングの実施

審議会等の実態把握と制度改善を目的として、毎年、女性委員比率の低い審議会の所管課にヒアリングを実施しており、委員の選任基準を定めた要綱等の改正や推薦依頼文の見直しなど、女性委員比率の向上の働きかけを行っている。

(2) 庁内説明会の開催

令和7年度に、全庁的な意識の底上げと具体的なノウハウの共有を目的として、以下のとおり庁内説明会を実施した。

開催日時	参加人数	内容
令和7年12月16日(火) 午後3時から4時まで	58名	① 審議会等における女性委員比率の現状を共有 ② 女性委員登用の必要性和意義の再確認 ③ 具体的な取組事例の提示

3 女性委員比率の向上における課題

(1) 推薦母体の固定化

団体への推薦依頼が、長や役員などの役職者に限定されやすく、女性が少ない現状がある。

(2) 専門分野の人材確保

特定分野の有資格者や経験者に女性が少ないこと。

(3) 参画への物理的障壁

育児等により、会議時間や場所が参加の障壁となる場合がある。

4 今後の方針

改選期の近い審議会等の所管課に対して以下の点を説明し、女性委員比率の向上の課題解決に向け、ともに検討していく。

(1) 各団体への推薦依頼や専門分野の人材確保において、会長・副会長などの「役職」に限定せず、適任の女性を推薦するよう明記することや、女性が多く参画している団体を推薦母体に加えるなどの工夫を行う。

(2) 開催環境の柔軟化（開催日時・オンライン開催・託児等）により、女性や子育て中の委員が参加しやすい環境整備を行う。

足立区各種審議会・委員会等への女性参画状況調査票(R7-R8比較)

別紙 1

I 区議会

No.	名 称	規定された 委員数	R7年4月1日現在			R8年4月1日現在			昨年度比 (ポイント)	
			現員数	女性委員数	%	現員数	女性委員数	%		
1	足立区議会	45	44	13	29.5	41	11	26.8	↓	-2.7

II 行政委員会(地方自治法第180条の5に基づく委員会等)

No.	名 称	規定された 委員数	R7年4月1日現在			R8年4月1日現在			昨年度比 (ポイント)	
			現員数	女性委員数	%	現員数	女性委員数	%		
1	監査委員	4	4	1	25.0	4	0	0.0	↓	-25.0
2	選挙管理委員会	4	4	1	25.0	4	1	25.0	→	0.0
3	農業委員会	11	10	0	0.0	10	0	0.0	→	0.0
4	教育委員会	4	4	1	25.0	4	1	25.0	→	0.0
合計		23	22	3	13.6	22	2	9.1	↓	-4.5

III 附属機関である審議会等(地方自治法第202条3に基づき条例で設置)

(調査時点で停止中のもの、委員が選任されていないものを除く)

No.	委員会名	規定された 委員数	R7年4月1日現在			R8年4月1日現在			昨年度比 (ポイント)	
			現員数	女性委員数	%	現員数	女性委員数	%		
1	精神障がい者施設指定管理者選定等審査会	6	6	4	66.7	6	5	83.3	↑	16.6
2	文化芸術劇場運営評価委員会	10人以内	5	4	80.0	5	4	80.0	→	0.0
3	教育委員会いじめ重大事態等調査委員会	5	-	-	-	4	3	75.0	R7なし	
☆4	あだち子どもの未来応援基金審査会	8人以内	5	3	60.0	5	3	60.0	→	0.0
☆5	生涯学習関連施設指定管理者評価委員会	5	5	2	40.0	5	3	60.0	↑	20.0
☆6	竹ノ塚駅公共駐車場指定管理者選定等審査会	6	5	2	40.0	5	3	60.0	↑	20.0
☆7	民営自転車等駐車場補助金交付審査委員会	7	-	-	-	5	3	60.0	R7なし	
☆8	福祉施設指定管理者等選定審査会	10	7	3	42.9	7	4	57.1	↑	14.2
☆9	公園施設指定管理者選定等審査会(江北公園(都市農業公園)、選定)	8人以内	-	-	-	7	4	57.1	R7なし	
☆10	男女共同参画推進委員会	16	16	9	56.3	16	9	56.3	→	0.0
☆11	子育て支援サービス利用者負担適正化審議会	20	18	10	55.6	18	10	55.6	→	0.0
☆12	公契約等審議会	5	4	2	50.0	4	2	50.0	→	0.0
☆13	福祉サービス苦情等解決委員会	7	6	3	50.0	6	3	50.0	→	0.0
☆14	地域密着型サービス等事業者選定審査会	7	6	3	50.0	6	3	50.0	→	0.0
☆15	生活環境保全審議会	13	12	6	50.0	12	6	50.0	→	0.0
☆16	建築紛争調停委員会	6人以内	4	2	50.0	4	2	50.0	→	0.0
☆17	区民評価委員会	17	16	8	50.0	17	8	47.1	↓	-2.9
☆18	足立区立図書館協議会	15人以内	15	7	46.7	15	7	46.7	→	0.0
☆19	パラスポーツ推進協議会	30	26	12	46.2	26	12	46.2	→	0.0
☆20	子ども施設指定管理者等選定審査会	10	9	5	55.6	9	4	44.4	↓	-11.2
☆21	景観審議会	17人以内	16	6	37.5	16	7	43.8	↑	6.3
☆22	協働・協創パートナー基金審査会	11人以内	7	3	42.9	7	3	42.9	→	0.0
☆23	福祉施設指定管理者等評価委員会	10	7	3	42.9	7	3	42.9	→	0.0
☆24	介護認定審査会	250	173	75	43.4	173	73	42.2	↓	-1.2
☆25	情報公開・個人情報保護等審査会	5	5	2	40.0	5	2	40.0	→	0.0
☆26	債権等処理判定委員会	5	5	2	40.0	5	2	40.0	→	0.0
☆27	建築審査会	5	5	2	40.0	5	2	40.0	→	0.0

☆No. 4～31 女性委員比率が適正値内(40～60%)の審議会

No.	委員会名	規定された 委員数	R7年4月1日現在			R8年4月1日現在			昨年度比 (ポイント)	
			現員数	女性委員数	%	現員数	女性委員数	%		
☆28	老朽家屋等審議会	6	5	2	40.0	5	2	40.0	→	0.0
☆29	いじめ等問題対策委員会	5	5	2	40.0	5	2	40.0	→	0.0
☆30	学童保育室指定管理者等評価委員会	8	-	-	-	5	2	40.0	R7なし	
☆31	足立区立学童保育室及び放課後子ども教室運営 業務委託選定委員会	10	-	-	-	5	2	40.0	R7なし	
32	都市計画審議会	23	18	6	33.3	18	7	38.9	↑	5.6
33	民生委員推薦会	15	13	5	38.5	13	5	38.5	→	0.0
34	文化・読書・スポーツ推進委員会	22名以内	20	9	45.0	19	7	36.8	↓	-8.2
35	財産価格審議会	14	14	7	50.0	14	5	35.7	↓	-14.3
36	住宅政策審議会	26	-	-	-	20	7	35.0	R7なし	
37	障害者自立支援給付審査会	30	32	11	34.4	32	11	34.4	→	0.0
38	労働報酬審議会	6	6	2	33.3	6	2	33.3	→	0.0
39	国民健康保険運営協議会	21	21	7	33.3	21	7	33.3	→	0.0
40	ギャラクシティ運営評価委員会	10人以内	6	2	33.3	6	2	33.3	→	0.0
41	感染症の診査に関する協議会	6	6	2	33.3	6	2	33.3	→	0.0
42	環境審議会	15	15	5	33.3	15	5	33.3	→	0.0
43	環境基金審査会	9	9	3	33.3	9	3	33.3	→	0.0
44	地域保健福祉推進協議会	52	50	14	28.0	50	15	30.0	↑	2.0
★45	公害健康被害補償診療報酬審査会	7人以内	7	2	28.6	7	2	28.6	→	0.0
★46	あだち都市農業振興プラン推進協議会	15	15	3	20.0	15	4	26.7	↑	6.7
★47	ユニバーサルデザイン推進会議	15	15	5	33.3	15	4	26.7	↓	-6.6
★48	情報公開・個人情報保護審議会	16	16	5	31.3	16	4	25.0	↓	-6.3
★49	成年後見制度審査会	6	4	1	25.0	4	1	25.0	→	0.0
★50	生活保護適正実施協議会	14	13	3	23.1	13	3	23.1	→	0.0
★51	地域包括ケアシステム推進会議	50	35	6	17.1	35	8	22.9	↑	5.8
★52	育英資金検討委員会	10	9	2	22.2	9	2	22.2	→	0.0
★53	足立区外へ向けたシティプロモーション支援業務 委託プロポーザル選定委員会	5	-	-	-	5	1	20.0	R7なし	
★54	特別職議員報酬等審議会	10	10	2	20.0	10	2	20.0	→	0.0
★55	農業委員会委員候補者選定委員会	5	-	-	-	5	1	20.0	R7なし	
★56	民設学童保育室設置促進補助金交付審査会	6	-	-	-	5	1	20.0	R7なし	
★57	国民保護協議会	70	67	8	11.9	67	9	13.4	↑	1.5
★58	防災会議	70人以内	67	8	11.9	67	9	13.4	↑	1.5
★59	経済活性化会議	30人以内	16	2	12.5	16	2	12.5	→	0.0
★60	文化財保護審議会	12	9	1	11.1	9	1	11.1	→	0.0
★61	大気汚染障害者認定審査会	10人以内	4	0	0.0	4	0	0.0	→	0.0
★62	公害健康被害認定審査会	15人以内	12	0	0.0	12	0	0.0	→	0.0
合計 62審議会						963	330	34.3		

☆ No. 4～31 女性委員比率が適正値内（40～60％）の審議会

★ No. 45～62 女性委員比率が30％未満の審議会

IV 附属機関以外の審議会等

(調査時点で停止中のもの、委員が選任されていないもの、執行機関によらないものを除く)

No.	委員会名	規定された 委員数	R7年4月1日現在			R8年4月1日現在			昨年度比 (ポイント)	
			現員数	女性委員数	%	現員数	女性委員数	%		
1	医療的ケア児ネットワーク協議会	30人以内	24	12	50.0	28	19	67.9	↑	17.9
2	郷土博物館協議会	8人以内	6	4	66.7	6	4	66.7	→	0.0
☆3	老人ホーム入所判定委員会	7	7	3	42.9	7	4	57.1	↑	14.2
☆4	地域自立支援協議会	88人以内	83	44	53.0	86	48	55.8	↑	2.8
☆5	緑の協力員	25	15	8	53.3	15	8	53.3	→	0.0
☆6	行政相談委員	9	8	4	50.0	8	4	50.0	→	0.0
☆7	人権擁護委員会	18	16	8	50.0	16	8	50.0	→	0.0
☆8	緑の基本計画推進会議	-	14	5	35.7	14	7	50.0	↑	14.3
☆9	文化財保護指導員	15	11	4	36.4	15	7	46.7	↑	10.3
☆10	青少年委員会	102	101	47	46.5	100	45	45.0	↓	-1.5
11	多文化共生推進会議	13	13	4	30.8	13	5	38.5	↑	7.7
12	地域保健福祉推進協議会「介護保険・障がい福祉 専門部会」	24	24	7	29.2	24	9	37.5	↑	8.3
13	明るい選挙推進協議会	125	119	39	32.8	124	46	37.1	↑	4.3
14	地域保健福祉推進協議会「健康あだち21専門部 会」	17	17	5	29.4	17	6	35.3	↑	5.9
15	スポーツ推進委員会	85	81	28	34.6	78	27	34.6	→	0.0
16	まちづくり推進委員会	71	59	17	28.8	58	20	34.5	↑	5.7
17	ひきこもり支援協議会	数の規定無し	20	7	35.0	21	7	33.3	↓	-1.7
18	食の安全懇談会	15	12	4	33.3	12	4	33.3	→	0.0
★19	地域保健福祉推進協議会「子ども支援専門部会」	11	11	4	36.4	11	3	27.3	↓	-9.1
★20	居住支援協議会	24	12	3	25.0	15	4	26.7	↑	1.7
★21	特別養護老人ホーム入所検討委員会	38	37	12	32.4	38	10	26.3	↓	-6.1
★22	民生委員推薦準備会	98	78	19	24.4	78	19	24.4	→	0.0
★23	生活安全推進協議会	40	41	9	22.0	40	9	22.5	↑	0.5
★24	保健医療協議会	14	14	5	35.7	14	3	21.4	↓	-14.3
★25	歯科保健協議会	16	15	4	26.7	15	3	20.0	↓	-6.7
★26	足立区公衆浴場連絡協議会	18名以内	15	2	13.3	16	3	18.8	↑	5.5
★27	バリアフリー協議会	50人以内	35	4	11.4	35	6	17.1	↑	5.7
★28	消防団運営委員会	19	19	2	10.5	19	2	10.5	→	0.0
★29	花畑川を考える会	21	21	2	9.5	21	1	4.8	↓	-4.7
★30	交通安全協議会	51	51	1	2.0	51	1	2.0	→	0.0
合計 30審議会						995	342	34.4		

☆ No. 3 ～ 10 女性委員比率が適正値内（40 ～ 60％）の審議会

★ No. 19 ～ 30 女性委員比率が30％未満の審議会

区民委員会報告資料

令和8年9月18日

件名	学習センターでの小学生向け夏休み子どもの居場所事業の実施結果について															
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室生涯学習支援課															
内容	生涯学習センター及び地域学習センターで、小学生を対象に実施した「夏休み子どもの居場所事業」の実施結果を次のとおり報告する。 1 実施概要 (1) 実施期間及び時間 ア 令和8年7月21日（火）から8月31日（月） 月曜日から金曜日（祝日及び施設休館日を除く。） イ 午前9時から午後5時まで (2) 実施場所 生涯学習センター及び地域学習センター 14施設 (3) 利用者合計 延べ6, 177人（1日あたりの平均人数 約221人） 各施設の内訳は別紙2のとおり <table><tr><td></td><td>令和7年度</td><td>令和8年度</td><td>前年増減</td><td>前年比</td></tr><tr><td>利用者数</td><td>6,232人</td><td>6,177人</td><td>-55人</td><td>99.1%</td></tr><tr><td>1日平均</td><td>約231人</td><td>約221人</td><td>-10人</td><td>95.7%</td></tr></table> (4) 前年度からの変化 ア 前年度までは、室内を走り回る子どもが多く見られたが、カードゲームで遊んだり、宿題を行う子どもが増えた。 イ 台風の接近、通過に伴う荒天や相次いだ局地的な大雨等により、児童の移動や外出が抑制されたため、前年度比で利用人数が減少となった。 ※ そのほか、詳しくは今後分析していく。 2 各センターで行った工夫 (1) 居場所で児童が楽しめるよう、イベントや講座（フルートコンサート、夏休みを題材にしたワークショップ等）を開催した。 (2) カードゲームやボードゲーム等を用意し、デジタル機器以外の過ごし方を充実させた。 (3) 見守りスタッフに、より子どもの扱いに慣れた方（放課後子ども教室のスタッフ等）を採用した。		令和7年度	令和8年度	前年増減	前年比	利用者数	6,232人	6,177人	-55人	99.1%	1日平均	約231人	約221人	-10人	95.7%
	令和7年度	令和8年度	前年増減	前年比												
利用者数	6,232人	6,177人	-55人	99.1%												
1日平均	約231人	約221人	-10人	95.7%												

3 主な利用傾向

- (1) 5・6年生の高学年児童による利用が多い。
- (2) 午前より午後（特に午後1時から3時台）の利用が多い。
- (3) 利用のきっかけは、主に「友達の誘い」や「保護者の勧め」である。

4 利用者からの意見で分かったこと

- (1) 昨年同様9割以上が「楽しかった」という意見。その大多数が、おしゃべりやゲームといった遊びを目的としている。
- (2) 猛暑により外遊びが制限される中、避暑目的で来館する児童が見られた。
- (3) 新たに購入したボードゲーム（オセロや人生ゲーム等、複数人で盛り上がるもの）が多く利用され、さらなる補充や種類の拡充を求める声もあった。

5 今後の方針

令和9年度の実施に向けて、子どもたちの満足度を維持できるよう、令和8年度の実施結果やアンケート内容を分析し、事業実施主体である各学習センターと協議を行っていく。

令和 8 年度夏休み子どもの居場所事業 利用状況
7 月 2 1 日（火）～ 8 月 3 1 日（月）

No	施設名	部屋 (定員)	学年別						利用者 合 計 (人数)	一日あたり 平均利用数 (人数)
			1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生		
1	生涯学習センター (学びピア)	研修室 5 (30 人)	3	23	39	113	180	93	451	16.1
2	伊興センター	第 2 学習室 (16 人)	52	120	130	78	192	13	585	20.9
3	梅田センター (L ソフィア)	第 1 学習室 (72 人)	29	10	48	154	254	114	609	21.8
4	興本センター	第 1 学習室 (40 人)	2	15	36	101	108	183	445	15.9
5	江北センター	第 2 学習室 (25 人)	11	9	30	27	88	111	276	9.9
6	佐野センター	第 1 学習室 (30 人)	26	18	73	36	231	80	464	16.6
7	鹿浜センター	第 1 学習室 (25 人)	18	206	96	86	46	139	591	21.1
8	新田センター	第 1 学習室 (30 人)	20	41	50	85	88	70	354	12.6
9	竹の塚センター	第 2 学習室 (20 人)	1	10	13	78	11	48	161	5.8
10	中央本町センター	第 2 学習室 (16 人)	2	1	2	8	40	33	86	3.1
11	東和センター	第 1 学習室 (27 人)	15	66	155	99	379	109	823	29.4
12	舎人センター	第 1 学習室 (30 人)	15	49	19	107	104	58	352	12.6
13	花畑センター	第 1 学習室 (25 人)	48	47	37	60	66	21	279	10.0
14	保塚センター	第 1 学習室 (40人) または 第 2 学習室 (25人)	34	69	88	125	99	286	701	25.0
合 計			276	684	816	1,157	1,886	1,358	6,177	220.6

区民委員会報告資料

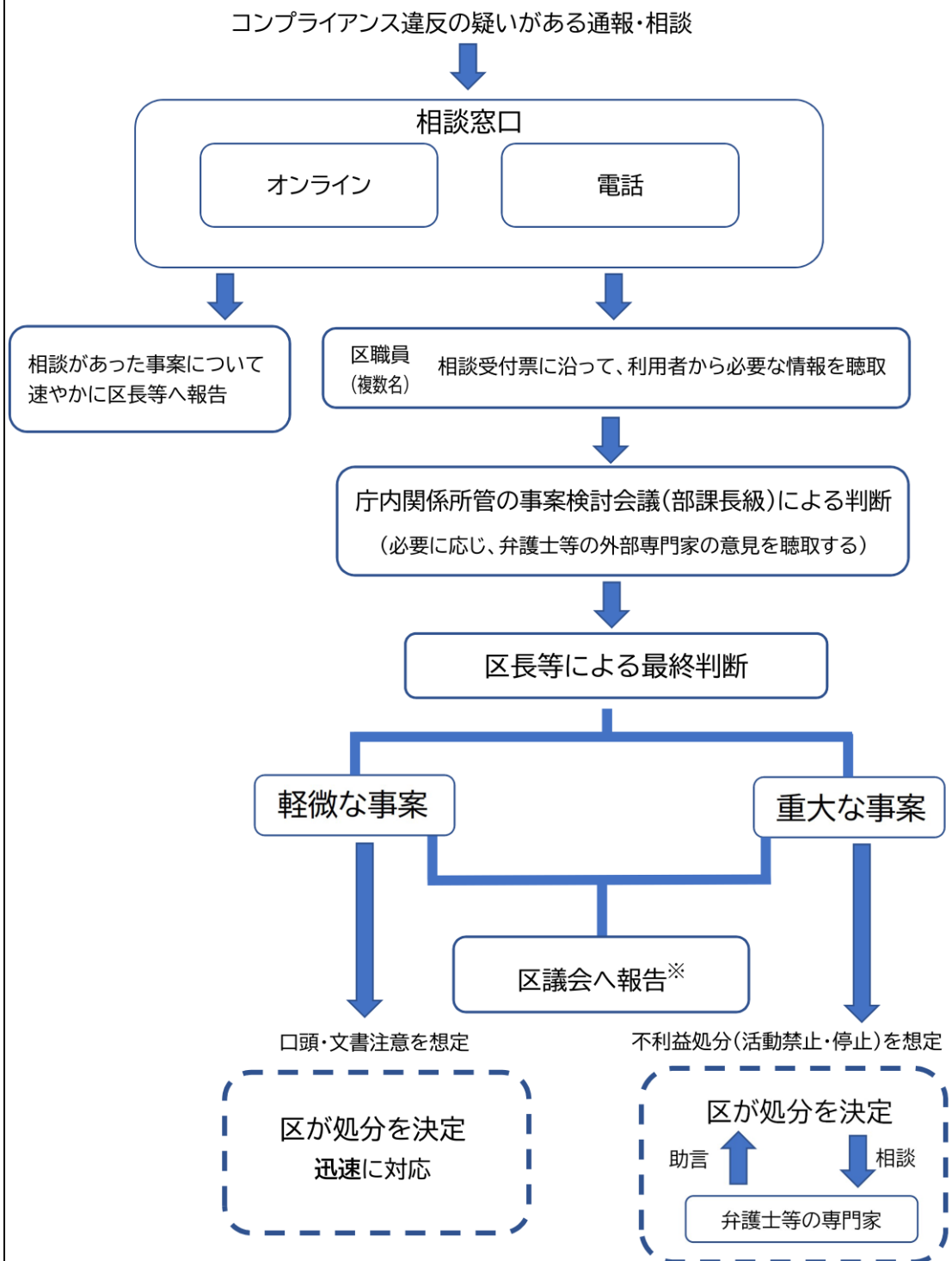
令和8年9月18日

件名	学校開放事業における暴力事案の再発防止に向けた抜本的改革について									
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課									
内 容	暴力事案の再発防止に向けた抜本的改革、スポーツ指導者向けアンケート結果及び学校開放団体の指導状況に関する調査について報告する。									
	1 抜本的改革について									
	昨年発生した剣道団体による暴力事案、後述する各種調査の結果を真摯に受け止め、再発防止を目的とした抜本的改革を以下のとおり実施する。									
	(1) 事案の分析と課題の整理									
	今回の事案については、アンケート調査と学校開放事業審議会での議論を経て、暴力行為の発生を招いた区側の要因として、以下の3点が明確となった。									
	<table><thead><tr><th>要 因</th><th>内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td>コンプライアンス意識の不徹底</td><td>暴力の定義やコンプライアンスに関する教育が十分に行き届いていなかった。</td></tr><tr><td>相談・通報体制の未整備</td><td>児童や保護者が不安を感じても、それを直接区に報告できるルート（相談窓口）が設けられていなかった。</td></tr><tr><td>実態調査の未実施</td><td>指導が各団体任せになり、区が指導状況等、現場の実態を確認していなかった。</td></tr></tbody></table>	要 因	内 容	コンプライアンス意識の不徹底	暴力の定義やコンプライアンスに関する教育が十分に行き届いていなかった。	相談・通報体制の未整備	児童や保護者が不安を感じても、それを直接区に報告できるルート（相談窓口）が設けられていなかった。	実態調査の未実施	指導が各団体任せになり、区が指導状況等、現場の実態を確認していなかった。	
要 因	内 容									
コンプライアンス意識の不徹底	暴力の定義やコンプライアンスに関する教育が十分に行き届いていなかった。									
相談・通報体制の未整備	児童や保護者が不安を感じても、それを直接区に報告できるルート（相談窓口）が設けられていなかった。									
実態調査の未実施	指導が各団体任せになり、区が指導状況等、現場の実態を確認していなかった。									
	(2) 今後の方針									
	(1) で整理した課題を解決し、再発防止を確実なものとするため、令和8年8月の学校開放事業審議会からの答申を踏まえ、以下の取組を推進する。									
	<table><thead><tr><th>No.</th><th>対 策</th><th>取 組</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>暴力事案未然防止策としての研修体制</td><td>① 学校施設使用に関する要綱を改正し、区が毎年度実施する全指導者を対象としたコンプライアンス研修の受講を、団体登録及び年度更新の必須要件とする。 ② コンプライアンス研修は、原則対面形式で実施する。ただし、受講機会を確保し登録要件としての実効性を高めるため、やむを得ない事情により対面で受講できない場合、オンライン（録画映像の視聴等）による受講を可能とする。</td></tr></tbody></table>	No.	対 策	取 組	1	暴力事案未然防止策としての研修体制	① 学校施設使用に関する要綱を改正し、区が毎年度実施する全指導者を対象としたコンプライアンス研修の受講を、団体登録及び年度更新の必須要件とする。 ② コンプライアンス研修は、原則対面形式で実施する。ただし、受講機会を確保し登録要件としての実効性を高めるため、やむを得ない事情により対面で受講できない場合、オンライン（録画映像の視聴等）による受講を可能とする。			
No.	対 策	取 組								
1	暴力事案未然防止策としての研修体制	① 学校施設使用に関する要綱を改正し、区が毎年度実施する全指導者を対象としたコンプライアンス研修の受講を、団体登録及び年度更新の必須要件とする。 ② コンプライアンス研修は、原則対面形式で実施する。ただし、受講機会を確保し登録要件としての実効性を高めるため、やむを得ない事情により対面で受講できない場合、オンライン（録画映像の視聴等）による受講を可能とする。								

No.	対 策	取 組
1	暴力事案未然防止策としての研修体制	③ 各団体は、代表者または指導者のうち最低1名がコンプライアンス研修を受講し、団体内で研修内容を共有することを義務付ける。 具体的な共有方法としては、区が提供する「オンライン研修動画」を全指導者が視聴することを原則とするが、研修資料の共有、または団体内での伝達研修の実施等のうち、団体の実情に応じたいずれかの方法を選択して実施することとする。 なお、団体内での共有状況については、新規登録時及び年度更新時それぞれの申請書類に設けるチェック欄により、区がその実施の事実を確認する。 ④ オンライン受講の際は、受講後のレポート提出等を義務付けることで受講の事実を確認する客観的な裏付けを確保し、研修の形骸化を防止する。
2	相談窓口の設置と周知徹底	① 既存の団体責任者等を経由しないでスポーツ振興課に相談できる「学校開放相談窓口（オンラインまたは電話で相談可能）」を、児童・保護者からの「区への直通ルート」として活用することで、指導内容や活動現場におけるトラブルの兆候を区が直接把握できる体制とする。 ② 全登録団体（約1,300団体）の更新書類郵送時に相談窓口の案内を同封する。 また、あだち広報やSNS、区ホームページでの周知に加え、利用する学校内での掲示等を行い、利用者への周知を徹底することで潜在的な問題の早期発見を図る。

No.	対 策	取 組
3	問題が確認された場合の調査体制	① 通報・相談を受理した場合、区職員は速やかに区長等への報告を行う（徹底）。その後、複数名による迅速な聞き取り調査を実施する。その際、相談者が二次被害に遭わないよう配慮するとともに、通報者の保護を最優先とし、慎重に事実確認を行う。 ② 庁内関係所管による事案検討会議を実施する。会議で取り扱う案件は、あらかじめ基準を明確化した上で運用し、組織としての判断の公平性を確保する。 【令和9年4月までに判断基準を策定予定】 ③ 明確な基準に基づき、部課長級で構成する事案検討会議の責任において重大な事案と判断した場合は、外部の弁護士や専門家、関係連盟等と迅速に連携し、客観的な知見に基づいた厳正な対処を組織的に遂行できる体制を整える。
4	不適切な行為及び活動に対するペナルティ制度導入	① 事案の性質に応じた公平・透明な運用を担保するため、段階的な措置や違反内容を細かく規定した「客観的な判断基準（ペナルティルール）」を策定する。 【令和10年4月までに判断基準を策定予定】 ② 軽微な事案に対しては、策定した判断基準に則り、口頭または文書による注意を区において迅速に決定し、改善・是正を促す。 ③ 指導を重ねても改善が見られない場合や重大な事案については、利用停止・登録抹消、活動禁止等の不利益処分を科す必要があるため、弁護士等専門家と連携し、客観的な知見に基づいた厳正な対処ができる体制を構築する。
5	団体への活動継続支援	① 指導禁止等の処分により指導者が不在となった子どもたちが不利益を被ることなく継続して活動できるよう努める。 ② 具体的には、スポーツ協会や各競技連盟等と連携し、新たな指導者の確保や受入れ可能な他団体の紹介に向けた相談・支援策を講じる。

(3) 問題が確認された場合の調査体制の構築 フロー図



※ 区議会情報提供を実施する案件

以下のいずれかに該当するもの（事案の内容を問わず、全て対象とする）。

- ① 警察への通報・出動を伴う事案が発生した場合（相手側の了承を得られた場合）
- ② 報道等により極めて重大な社会的問題に発展するおそれがある場合

2 学校開放団体の指導状況に関する調査結果について

(1) 実施概要

ア 調査期間

令和7年12月24日（水）から令和8年3月6日（金）まで

イ 送付数

412件（メール送信377件、郵送35件）

※ 学校開放事業約1,300団体のうち少年団体へ送付

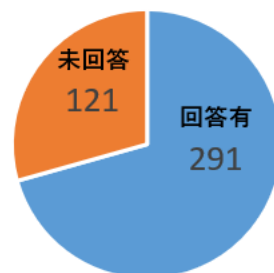
ウ 調査対象

各団体の指導に携わらない代表者または保護者のいずれか1名

※ 指導状況を客観的な視点から把握するため

エ 回答数

291件（回答率70.6%）



(2) アンケート内容

質 問	回 答
団体内の指導者等による子どもへの暴言、暴力又は行き過ぎた指導を見聞きしたことがあるか	① ある 7件 ② ない 284件 【内容】 ① 令和7年秋頃、少年野球の指導者が実子に対して試合でのミスについて暴言、罵倒、頭を叩く、胸倉をつかむなどがあった。 ② 実子であったことから周囲の大人も止めに入れなかった。 ③ しかし、ユニフォームを着た状況であり、外部からは親子関係であると分からず、チーム内で行き過ぎた指導が常態化していると思われる。例え実子相手であれ不適切な指導だった。
もし、不適切な指導を見た場合、保護者は当該指導者等に意見を言うことが出来ると思うか	① 意見できる 195件 ② どちらかといえば意見できる 87件 ③ どちらかといえば意見できない 5件 ④ 意見できない 4件

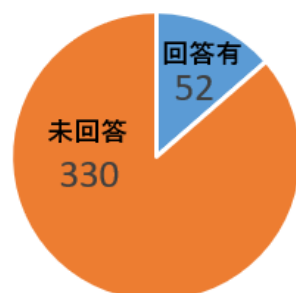
質問	回答
「意見できない」 「どちらかといえ ば意見できない」 と回答した理由は 何ですか ※ 前回答の 9 件 に対する回答	① 団体内での人間関係に悪影響を及ぼす可能性 がある。 ② 指導者等が団体内で絶対的な存在である。 ③ 子が試合に出られないなどの不利益を被る おそれがある。 ④ 指導の価値観が異なり、意見したところで、 改善されるとは思えない ⑤ 現在の指導者の他に、指導出来る人がいな い。
不適切な指導の未 然防止に向けて区 に期待しているこ とや、ご意見・ご 要望等があります か	① ハラスメント講習会などを開催してほしい。 実際に起きた事例を挙げて、指導者の意識 を高める機会があると良い。（8 件） ② ガイドラインを分かりやすく理解できる冊 子等を指導者に配る。（3 件） ③ 何かあった時に相談できる窓口があるなら、 それを知らない人が多いと思うので、もっ と周知できるように工夫できたらいい。 （3 件） ④ トラブル発生時の対応だけでなく、継続的 な確認が必要である。（2 件） ⑤ 問題が生じた場合は、事実関係を把握した 上で、指導者への退任勧告または大会の同 行停止など一定のペナルティが必要（1 件）

3 スポーツ指導者向け講習会実施後アンケートについて

令和 8 年 2 月 2 8 日（土）に開催したスポーツ指導者向け講習会に参加しなかった学校開放利用団体に向け、講義資料の送付及びアンケートを実施したため結果を報告する。なお、講習会の実施結果は 4 1 2 団体に向け周知し 3 0 団体の参加があり 4 月区民委員会にて報告済み。

（1）アンケート回答数

5 2 件（3 8 2 団体中（回答率 1 3 . 6 %））



(2) 競技種目

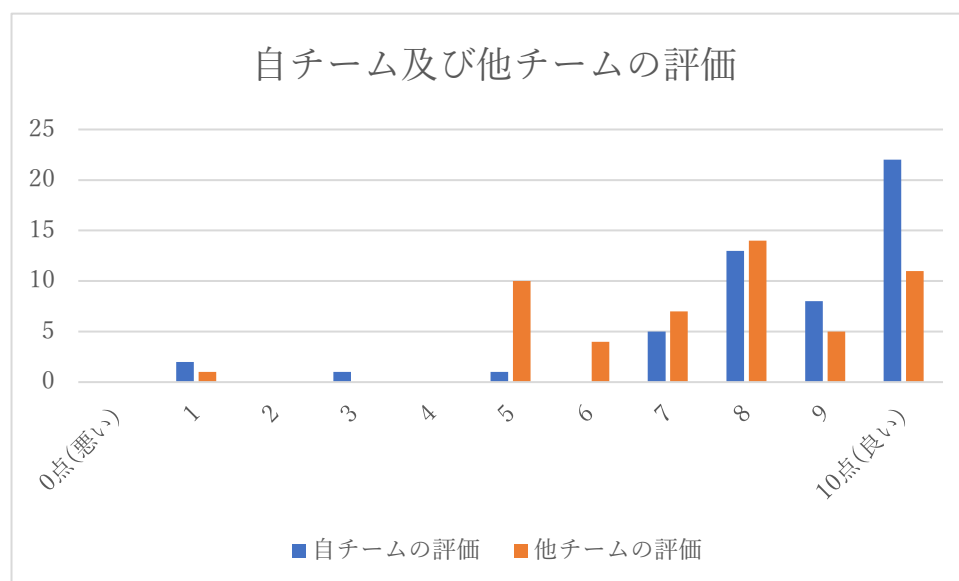
空手	3 件
剣道	1 件
サッカー・フットサル	17 件
体操	2 件
チアダンス	2 件
バトントワリング	2 件
バドミントン	2 件
バレーボール	5 件
バスケットボール	8 件
野球	9 件
和太鼓	1 件

(3) 講義内容について

質 問	内 容
スポーツ指導で大切にしたい視点について、ご自身の現場で実践していきたいこと	① 技術向上だけでなく、挨拶や仲間を思いやる姿勢など人間的な成長を支える。 ② 子どもが安心して挑戦できる環境と、心身の健康を第一に考える。 ③ 努力の過程を大切にし、スポーツを通じて成功体験や楽しさを伝える。 ④ 指導者、保護者、子どもが信頼し合える良好なコミュニティを維持する。
スポーツハラスメントについて、今後の指導・応援で気をつけるべきと感じた点	① 威圧的な言動や人格否定は、子どもの尊厳を傷つけるため厳禁とする。 ② 「これくらいは普通」という正常性バイアスに陥らないよう注意する。 ③ 連帯責任や特定の個人に対する過剰な叱責は、いじめのきっかけになる。 ④ 指導者の行動は手本となるため、無意識の威圧が学習されないよう配慮する。
子どもの権利とウェルビーイングについて、現状のチームの状態 今後の改善点	① 大人の思うとおりにするのではなく、子どもの意見を尊重し対話を行う。 ② 勝利至上主義ではなく、安全・安心に活動できる居場所づくりを優先する。 ③ 練習時間の調整や適切な休息により、心身の健康と意欲を維持する。

質問	内容
主体性を引き出すコーチングについて、今後ご自身の指導に取り入れてみたいと感じたもの	① 答えを教えるのではなく、「問いかけ」を通して自ら考える力を育む。 ② 失敗を恐れず挑戦できるよう、「勇気づけ」の言葉かけを積極的に行う。 ③ アイメッセージ※ ¹ やリフレーミング※ ² を用い、前向きな意欲を引き出す。 ※1 相手を責めるのではなく、「私は～してほしい」と自分を主語にして要望等を伝えるコミュニケーション方法 ※2 物事の見方や捉え方を変え、前向きに意味づけること。
低学年指導現場の課題と解決策について講義の内容をどのように実践できるか	① 集中力を持続させるため、練習メニューを短時間で切り替える。 ② 遊びの要素やゲーム化を取り入れ、飽きさせない工夫で楽しさを提供する。 ③ 発達段階や特性を理解し、無理のない範囲で基礎や礼儀を丁寧に伝える。 ④ 高学年が低学年をサポートする体制を作り、交流と成長を促す。

(4) 足立区内でのスポーツ指導活動において、ハラスメント（暴言、威圧、不適切な指導等）の防止についてどの程度意識していますか。現在の状況を10段階で評価し、その理由や具体的な状況を教えてください。



	(5) 評価理由 ア 自チームの評価理由 (ア) 1点 指導者間でも意思疎通が取れておらず、保護者や子どもからも意見を言える状態ではない。いつまでも昭和のまま止まっている。(バスケットボール) (イ) 3点 昔ながらの指導方法が色濃く残っており、指導者の考え方が現代の子どもたちに十分に適応されていないように感じている。指導及び保護者自身も意識改革が必要だと思っている。(バスケットボール) (ウ) 8点 ミーティングを実施して、他者や保護者の意見や考えを取り入れたり、共有したりしている。(サッカー) (エ) 10点 常時保護者の皆さんとの意見交換、年2回個別での三者面談などの取組を実施している。(サッカー) イ 他チームの評価理由 (ア) 6点 やはり罵声、怒声はまだまだ耳にする。(野球) (イ) 7点 指導者よりも保護者のマナーも気になる点が見受けられる。(バスケットボール) (ウ) 7点 挨拶や基本的なマナーを守る意識を感じる一方で、指導者の強い口調が気になる場面もある。(チアダンス) (エ) 8点 以前はひどい指導をする方がいたが、最近は見なくなった。どのスポーツでも指導ライセンスが必要だと思う。(サッカー)
--	---

区民委員会報告資料

令和8年9月18日

件名	足立区学校開放事業審議会からの答申に基づく今後の取組の方向性について			
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課			
内 容	足立区学校開放事業審議会から、学校開放事業の制度見直しについて、令和8年8月7日付で答申を受けた。答申に基づく今後の取組の方向性について、次のとおり報告する。			
	1 答申に基づく取組の方向性			
		答申	現状	取組の方向性（案） 【実施時期（予定）】
	提言1 オンライン化による効率化と負担軽減	(1) オンライン予約・決済システムの導入	施設の利用申請や金券の貼付による支払い、空き室管理がすべて紙媒体での手作業で行われている。	① 団体登録から使用料の支払い（キャッシュレス決済）までをオンライン化するためのシステム整備を実施する。 ② 利用調整会議については、開催回数の削減等の検討を行う。 【令和10年10月（モデル校6校実施）】
		(2) 空き室情報の可視化と利用促進	オンライン化していないため、リアルタイムでの空き状況の把握が困難である。	
		(3) 利用調整会議の再定義と負担軽減	施設の利用予約は、概ね2か月に1度、平日の夜間に各学校で開催される利用調整会議で行うこととなっており、学校（副校長）や利用団体双方にとって負担となっている。	
(4) デジタル機器の操作に不安がある方への配慮		紙での申請手続きのため、実施していない。	オンライン化に合わせて、サポート体制や操作マニュアルの整備を実施する。 【令和10年10月】	

答申		現状	取組の方向性（案） 【実施時期（予定）】
提言 1 オンライン化による効率化と負担軽減	(5) スマートロック※ 導入による施設管理の自動化に向けた検討 ※ スマートフォン等を使って鍵を使わずにドアの解錠等ができる仕組み	校舎内への立入りが必要な学校における管理員配置の調整が学校の負担となっている。 自主管理校においては団体に鍵を貸出しているため、鍵の紛失リスクがある。	費用対効果や課題を整理したうえで、関係所管と慎重に検討を行う。 【 未定 】
	(1) 新たに区内在住・在勤・在学者割合の導入	団体の構成員が10名以上で、うち5名以上が登録希望校の通学区域内に在住・在勤・在学していることが要件 登録時に身分証明書等による確認は行っておらず、自己申告に基づく名簿提出に留まっている。	① 構成員の5割以上を区内（在住・在勤・在学）とする構成員比率の導入を実施する。 ※ 初年度は経過措置を設ける予定 【令和9年4月】 ② 本人確認の手法（代表者の身分証明書確認等）について、提言1のオンライン化と並行して検討を行う。 【令和10年10月】
提言 2 公平性を担保する「登録要件の見直し」と不公平感の解消		原則、1団体につき1校までの登録としている。活動人数が多い等で安全管理の理由から、例外的に複数校の登録を認めている団体がある。	活動人数の増加による事故の防止等を図るため、複数校登録を行う際の明確な基準を策定し、運用する。 【令和9年4月】
	(2) 「1団体1校登録」原則の適正運用		

答申		現状	取組の方向性（案） 【実施時期（予定）】
提言 2 公平性を担保する 「登録要件の見直し」と不公平感の解消	(3) 利用時間 上限設定の 検討	原則、1 団体につき 週 1 枠（3 時間）の 利用としている。空 き枠がある場合には、 利用調整会議内で調 整のうえ、複数枠の 予約を認めている。	提言 1 のオンライン化 に合わせて、利用時間 の上限設定を実施す る。 【令和 1 0 年 1 0 月】
	(4) 減免制度 の適正化と 運用見直し	P T A 団体において は、使用料免除の対 象を「現役の保護者 及び教職員のみ」で 構成される団体に限 定している。現役の 会員不足による団体 の存続や活動維持が 困難になることが懸 念される。	P T A 団体等の地域活 動の維持及び円滑な存 続を支援するため、一 定割合の O B 参加を認 めた場合も減免対象と する等、要件の緩和を 実施する。 【令和 9 年 4 月】
	(5) 部活動の 地域展開に 伴う地域ク ラブ活動へ の対応検討	国の指針を受け、全 国的に地域移行が進 む中、当区において も段階的な移行（民 間委託等）が進めら れている。	部活動の地域展開にお いては、夕方から夜間 へ活動時間がシフトす ることによる既存団体 との活動時間の重複等 が見込まれる。 地域展開の進捗や動向 に合わせ、地域クラブ の円滑な受入れに向け た制度設計の検討を行 う。 【未定】
提言 3 「貸出枠 の細分 化」によ る利用機 会の創出	(1) 1 時間単 位の貸出導 入	貸出枠は一律に「3 時間 1 単位」となっ ているが、2 時間程 度の利用にとどまる 団体もあり、各団体 の活動実態に合わせ た柔軟な時間設定が 困難となっている。	提言 1 のオンライン化 に合わせて、切替を実 施する。 【令和 1 0 年 1 0 月】

答申		現状	取組の方向性（案） 【実施時期（予定）】
提言 3 「貸出枠の細分化」による利用機会の創出	(2) 体育館の半面利用の促進	団体同士が自主的に半面利用や料金折半を行う実態があるものの、区の正式な制度として位置づけられていない。	提言 1 のオンライン化に合わせて、体育館の半面利用（シェア）を防球ネット等の設備を備えた学校から段階的に実施する。 【令和 10 年 10 月】
	(3) 気候変動への対応と夜間利用の環境整備	校庭のナイター設備の有無や、民家が至近にあるなど状況が各学校で異なるため、全校での実施はしていない。	騒音・公害などの影響があり、地域住民の理解を得ることが難しいため、慎重に検討を行う。 【未定】
提言 4 「罰則規定の導入」とルールの厳格な運用	(1) 遵守すべきルールの明文化と徹底	現行のガイドライン（「これからの学校開放」）はあるものの、ルール違反に対する具体的な罰則規定が整備されていないため、実効性のある指導や是正が困難な状況にある。	遵守すべきルールを明確に定め、利用者への周知・徹底及び是正指導を実施する。 【令和 10 年 4 月】
	(2) 4 段階の段階的罰則基準の整備	ルール違反の程度（軽微なマナー違反から重大な不正行為まで）に応じた段階的な罰則規定が存在せず、ペナルティが「登録取消し」のみであるため、実効性のある指導が困難となっている。	弁護士等の専門家と協議のうえ、段階的罰則基準の整備を実施する。 ※ P 12 「抜本的改革」における「4 ペナルティ制度の導入」として、客観的な判断基準を整備する。 【令和 10 年 4 月】

答申		現状	取組の方向性（案） 【実施時期（予定）】
提言 4 「罰則規定の導入」とルールの厳格な運用	(3) (罰則適用における) 公平な判断プロセスの導入	不利益処分の決定について、明確な判断基準や組織的な審査体制が確立されていない。	① 事案の軽重を判断する「事案検討会議」を設置し、明確な判断基準の整備を実施する。 【令和 9 年 4 月】 ② 重大と判断した事案については、専門家と連携し、客観的な知見に基づいた厳正な対処ができる体制を整える。 ※ P 1 2 「抜本的改革」における「3 調査体制」として、組織的判断の公平性を担保する。 【令和 1 0 年 4 月】
	(4) 指導者の資質向上と他部署連携	令和 7 年度に指導者を対象としたコンプライアンス研修を実施したが、現行制度では受講が義務化されていない。受講の継続性や意識改革の徹底が課題となっている。	指導者を対象としたコンプライアンス研修の受講義務化等を実施する。 あわせて、暴力・ハラスメント等の未然防止・対処に向けた関係他部署との連携方法について検討を行う。 ※ P 1 0 ～ 1 1 「抜本的改革」における「1 研修体制」として、指導者の意識改革を制度的に担保する。 【令和 9 年 4 月】

	2 取組の実施時期 (1) オンライン化やコンプライアンス研修の受講義務化など、表中に実施時期を明記した取組については、その時期に合わせて施行・実施することを目指す。 (2) 慎重な検討を要するものについては、適宜報告を行う。 3 改革の検証と進捗管理 (1) 本改革の着実な実施を担保するため、足立区学校開放事業審議会の委員を再度招集し、令和9年秋ごろに検証のための審議会を開催する予定である。 (2) 本答申を受けて区が整理した具体的な取組の工程や、各取組の準備・進捗状況について、専門的な知見から改めて確認・検証を受けることで、制度の適正な運用を図る。
--	---

区民委員会報告資料

令和8年9月18日

件 名	「図書宅配サービス」の対象者拡充について																				
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室中央図書館																				
内 容	区ではこれまで、図書館へ来館することが困難な身体の障がいがある方や要介護5の方を対象に、図書資料を郵送で貸出する「図書宅配サービス」を実施してきた。 このたび、対象者の拡大を目的として区内介護老人保健施設に実施したアンケート結果を踏まえ、次のとおりサービスの対象者を拡大するため報告する。 1 サービス対象者の拡大 (1) 変更内容 既存の図書宅配サービスについて、介護保険区分<u>要介護「1～5」</u>の方まで対象を拡大する。 ※ 要支援者については、要介護者と比べ外出困難度が低いことを踏まえ、拡大の対象からは見送る。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th><th>変更後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 身体障害者手帳（上肢を除く肢体不自由）1級又は2級【16人】</td><td>① 変更なし</td></tr> <tr> <td>② 身体障害者手帳（内部障がい）1級から3級【15人】</td><td>② 変更なし</td></tr> <tr> <td>③ 愛の手帳1度又は2度【3人】</td><td>③ 変更なし</td></tr> <tr> <td>④ 介護保険区分要介護5【1人】</td><td>④ 介護保険区分要介護1～5</td></tr> </tbody> </table> ※ 【】内は令和7年度利用実績 (2) 変更時期 令和8年10月1日（木） (3) 利用方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順</th><th>方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 利用申請</td><td>郵送または足立区オンライン申請システムで申請</td></tr> <tr> <td>② 貸出申込</td><td>貸出希望資料を電話または郵送等で申込</td></tr> <tr> <td>③ 受け取り</td><td>自宅や施設に届いた資料を受け取る。</td></tr> <tr> <td>④ 返 却</td><td>読み終わった資料を郵便局への集荷依頼または持ち込みにより返送する。</td></tr> </tbody> </table> ※ 申請から資料の受け取り・返却まで、外出せずに利用することができ、親族等の介護者による代理手続きも可能	変更前	変更後	① 身体障害者手帳（上肢を除く肢体不自由）1級又は2級【16人】	① 変更なし	② 身体障害者手帳（内部障がい）1級から3級【15人】	② 変更なし	③ 愛の手帳1度又は2度【3人】	③ 変更なし	④ 介護保険区分 要介護5 【1人】	④ 介護保険区分 要介護1～5	手順	方法	① 利用申請	郵送または足立区オンライン申請システムで申請	② 貸出申込	貸出希望資料を電話または郵送等で申込	③ 受け取り	自宅や施設に届いた資料を受け取る。	④ 返 却	読み終わった資料を郵便局への集荷依頼または持ち込みにより返送する。
変更前	変更後																				
① 身体障害者手帳（上肢を除く肢体不自由）1級又は2級【16人】	① 変更なし																				
② 身体障害者手帳（内部障がい）1級から3級【15人】	② 変更なし																				
③ 愛の手帳1度又は2度【3人】	③ 変更なし																				
④ 介護保険区分 要介護5 【1人】	④ 介護保険区分 要介護1～5																				
手順	方法																				
① 利用申請	郵送または足立区オンライン申請システムで申請																				
② 貸出申込	貸出希望資料を電話または郵送等で申込																				
③ 受け取り	自宅や施設に届いた資料を受け取る。																				
④ 返 却	読み終わった資料を郵便局への集荷依頼または持ち込みにより返送する。																				

2 アンケート実施概要及び結果

(1) 実施概要

区内介護老人保健施設の利用者と施設職員を対象に「図書宅配サービスの利用意向」に関するアンケート用紙を送付

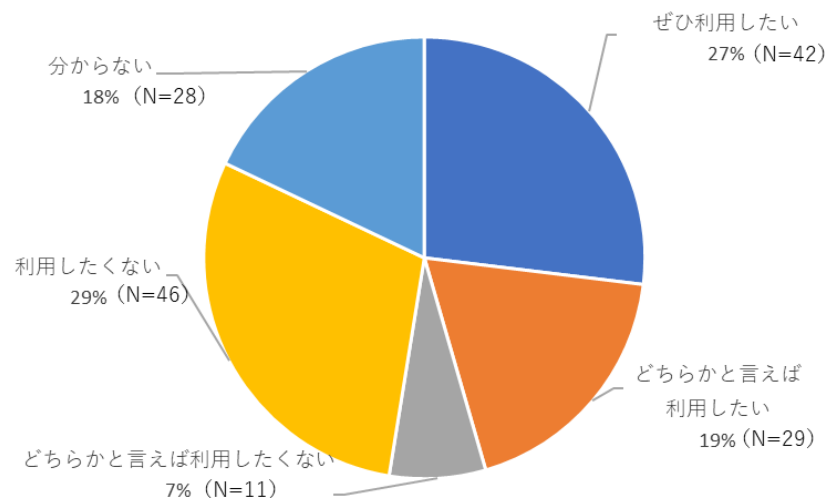
(2) 回答結果

回答者	回答人数	アンケート結果
施設利用者	206人	要介護1～4の利用者の46%が「宅配サービスを利用したい」と回答している。
施設職員	88人	施設職員の76%が「宅配サービスは要介護者にとって有効である」と回答している。

宅配サービス利用希望（要介護1～4）

N=回答数（総数：156※）

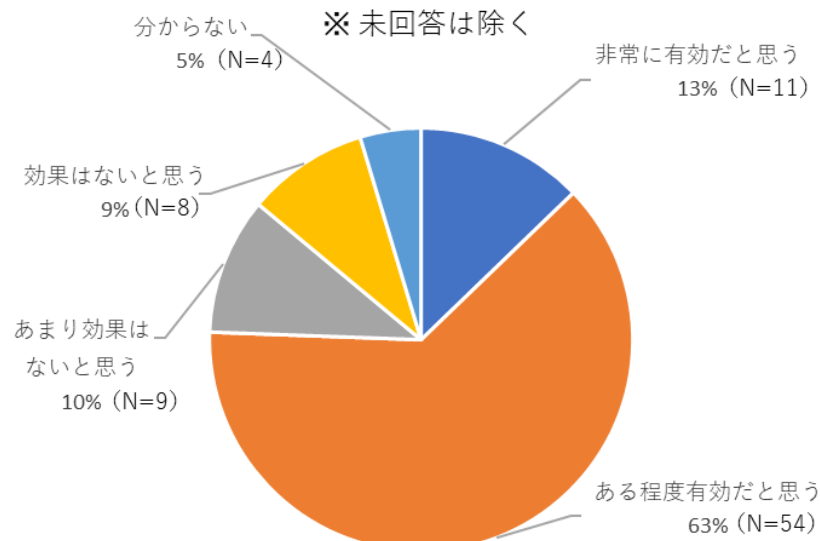
※ 要支援1・2、要介護5、未回答は除く



宅配サービスが要介護者にとって有効か

N=回答数（総数：86※）

※ 未回答は除く



3 今後の方針

サービスを必要としている方が広く利用できるよう、当事者やその親族を対象に、高齢者施設や地域包括支援センター等へのチラシ配布、区ホームページ及びSNSにより周知していく。

区民委員会報告資料

令和8年9月18日

件名	梅田八丁目複合施設整備の照査業務委託の入札不調に伴うスケジュール延長及び区民ワークショップ（令和8年度第1回）の実施結果について																				
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室中央図書館 図書館サービスデザイン担当課、地域のちから推進部住区推進課、政策経営部エリアデザイン推進室エリアデザイン計画担当課、政策経営部あだち未来創造室SDGs・協創推進課、施設営繕部西部地区建設課、都市建設部道路公園整備室道路整備課、パークイノベーション推進課																				
内容	梅田八丁目複合施設の整備に関する照査業務委託（専門家検証）の入札不調に伴うスケジュール延長及び区民ワークショップ実施結果について、次のとおり報告する。 1 照査業務委託のスケジュール延長について 梅田八丁目複合施設整備に伴う照査業務委託が入札不調となった。このため仕様書の見直し及びスケジュールの変更を行う。 （1）スケジュール変更案 <table><tr><td></td><td>令和7年度</td><td>令和8年度</td><td>令和9年度</td><td>令和10年度</td></tr><tr><td>8月区民委員会資料</td><td>～R8.3 実施設計完了 ●</td><td>R8.4 議会報告（整備工事費の金額） ● R8.7～R9.3 専門家検証 → 庁内審査会（高騰要因の精査） ● R8.11頃 議会報告（専門家検証の中間報告）</td><td>R9.4 議会報告（検証結果の報告） ● R9.4～R9.6 庁内審査会で出た課題の整理 ● R9.夏 庁内意思決定（経営会議）★ R9.8頃 議会報告（事業実施の可否）●</td><td></td></tr></table> ↓ <table><tr><td></td><td>令和7年度</td><td>令和8年度</td><td>令和9年度</td><td>令和10年度</td></tr><tr><td>変更後</td><td>～R8.3 実施設計完了 ●</td><td>R8.4 議会報告（整備工事費の金額） ● R8.10～R9.7 専門家検証（妥当性の確認） ● R9.2頃 議会報告（専門家検証の中間報告）</td><td>R9.9 庁内審査会（方針検討） ● R9.秋 庁内意思決定（経営会議）★ R9.11頃 議会報告（事業実施の可否）●</td><td>建設業界を取り巻く状況を考慮しながら、予算計上・工実施のスケジュールを設定</td></tr></table>		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	8月区民委員会資料	～R8.3 実施設計完了 ●	R8.4 議会報告（整備工事費の金額） ● R8.7～R9.3 専門家検証 → 庁内審査会（高騰要因の精査） ● R8.11頃 議会報告（専門家検証の中間報告）	R9.4 議会報告（検証結果の報告） ● R9.4～R9.6 庁内審査会で出た課題の整理 ● R9.夏 庁内意思決定（経営会議）★ R9.8頃 議会報告（事業実施の可否）●			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	変更後	～R8.3 実施設計完了 ●	R8.4 議会報告（整備工事費の金額） ● R8.10～R9.7 専門家検証（妥当性の確認） ● R9.2頃 議会報告（専門家検証の中間報告）	R9.9 庁内審査会（方針検討） ● R9.秋 庁内意思決定（経営会議）★ R9.11頃 議会報告（事業実施の可否）●	建設業界を取り巻く状況を考慮しながら、予算計上・工実施のスケジュールを設定
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度																	
8月区民委員会資料	～R8.3 実施設計完了 ●	R8.4 議会報告（整備工事費の金額） ● R8.7～R9.3 専門家検証 → 庁内審査会（高騰要因の精査） ● R8.11頃 議会報告（専門家検証の中間報告）	R9.4 議会報告（検証結果の報告） ● R9.4～R9.6 庁内審査会で出た課題の整理 ● R9.夏 庁内意思決定（経営会議）★ R9.8頃 議会報告（事業実施の可否）●																		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度																	
変更後	～R8.3 実施設計完了 ●	R8.4 議会報告（整備工事費の金額） ● R8.10～R9.7 専門家検証（妥当性の確認） ● R9.2頃 議会報告（専門家検証の中間報告）	R9.9 庁内審査会（方針検討） ● R9.秋 庁内意思決定（経営会議）★ R9.11頃 議会報告（事業実施の可否）●	建設業界を取り巻く状況を考慮しながら、予算計上・工実施のスケジュールを設定																	

(2) 委託内容（仕様書）の見直しについて

ア 主な変更点

	変更前	変更後
1 委託期間	<u>6か月</u>	<u>10か月</u>
2 計画内容の 妥当性検証	ア 施工性 イ 工事費 ウ <u>工法</u> ※ 摩擦リスク低減 のため	ア 施工性 イ 工事費 ウ <u>維持管理費</u>
3 手法	<u>現状計画への対案提示</u>	<u>複数ゼネコン社等意見 の集約</u>

イ 仕様書変更の理由

(ア) 事業者のリスク軽減

現設計見直しに伴う設計事業者同士の摩擦リスクを減らし、複数施工事業者からの意見集約方式へと変更することで、参入促進を図る。

(イ) 特殊構造における施工性の確保

施工難易度が高い構造上の特殊なデザイン（吊り床、複雑な形状、特殊材料の採用など）について、施工現場の実情を踏まえ実現が可能か確認する。

(ウ) 適切な履行期間と事業者確保

入札参加事業者へのヒアリングにより、他案件との重複を避けて優良な事業者を確保できるよう、発注時期及び履行期間を適切に再設定する。

2 区民ワークショップ（令和8年度第1回）の実施結果について

(1) 実施概要

ア 目的

(ア) 複合施設の空間や運営のあり方に関する検討を深める。

(イ) 意見交換や共同作業を通じて、複合施設に長く関わってもらえる区民を増やす。

イ テーマ

新しい複合施設の使い方を自分ごととして考える

－ 梅田八丁目複合施設の検討のための実践 －

ウ 日時・場所

日時：令和8年7月26日（日）午後1時30分から4時まで

場所：足立区立亀田小学校

エ 参加者

中学生、大学生、子育て世代、地域の方（町会・自治会、PTA、学校関係者）、外国にルーツのある方 等 計23名

	オ 内容 参加者からの発案で「やさしい日本語」を学ぶことを通して、他者への配慮やマナーについて考える契機とした。今後、施設案内サイン等への検討素材としていく。 (ア) わからない不安の疑似体験 (イ) やさしい日本語を必要とする人にどう説明するか検討 カ 主な意見 (ア) やさしい日本語はすべての人に必要だと思う。2つの意味（易しい、優しい）は、人と接するときに必要なことと感じる。 (イ) ただ言葉を言いかえるだけでなく、どう伝えるか、目的は何かを考えることも必要 (ウ) 幼い子どもへの話し方と、外国人への話し方は異なる。相手にとって何がやさしいのかは常に考えなければいけないと感じた。 (エ) 人それぞれに見えている視点が違うので、ワークショップを通じて考えることに価値がある。 (オ) やさしい気持ちで通える施設につながっていくことがうれしい。 キ 今後の予定 これまでの参加者を基本としつつ、新規参加や見学を希望する方も随時受け入れていく。 第2回ワークショップ 令和8年10月25日（日） 第3回ワークショップ 令和9年 2月 7日（日） 3 今後の方針 複合施設の整備を確実に進めていくとともに、ワークショップでの意見交換等を通じて複合施設に長く関わる人を増やすことに努める。
--	---

区民委員会報告資料

令和8年9月18日

件名	中央図書館リニューアルのスケジュール変更及び第3回区民ワークショップの開催結果について										
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室中央図書館 図書館サービスデザイン担当課										
内容	中央図書館リニューアルのスケジュール変更及び第3回区民ワークショップの開催結果について、次のとおり報告する。										
	1 スケジュール変更の理由										
	(1) 区民ワークショップについて、幅広く意見を伺うため、当初予定していた3回から5回に拡大し、令和8年12月まで実施することとしたことから、ワークショップで寄せられた意見を設計に反映できるよう、「基本構想・基本計画策定業務」を令和9年3月まで延長するため。										
	(2) 図書館1階及びエントランスホールの設計・工事範囲の拡大を検討しており、本定例会に補正予算※を計上している。本件が認められた場合に、以下の業務について延長する必要があるため。										
	※ 総務委員会にて、令和8～9年度43,970千円（16,434千円増）の債務負担を計上										
	ア 実施設計業務の期間を1か月延長（5か月→6か月）										
	イ 工事期間を6か月程度延長（1年→1年6か月）										
		<table><tr><th></th><th>拡大部分</th><th>改修する理由</th></tr><tr><td>①</td><td>図書館1階の照明交換</td><td>① 区民ワークショップや事業者と協議を重ねるなかで、新たに創出する閲覧エリアや活動スペース等は、利用目的に応じて必要な明るさが異なり、既存の照明配置では対応できないことが判明した。 そのため、各スペースの機能に適した照明環境を整備する必要がある。</td></tr><tr><td>②</td><td>1階エントランスホールの壁・照明改修</td><td>① リニューアル後の図書館空間との連続性を確保し、来館者を迎え入れる導入空間としてふさわしい明るさや環境を整備する必要があるため。 ② エントランスホールを、くつろぎや交流の場として活用できるようにするため。</td></tr></table>		拡大部分	改修する理由	①	図書館1階の照明交換	① 区民ワークショップや事業者と協議を重ねるなかで、新たに創出する閲覧エリアや活動スペース等は、利用目的に応じて必要な明るさが異なり、既存の照明配置では対応できないことが判明した。 そのため、各スペースの機能に適した照明環境を整備する必要がある。	②	1階エントランスホールの壁・照明改修	① リニューアル後の図書館空間との連続性を確保し、来館者を迎え入れる導入空間としてふさわしい明るさや環境を整備する必要があるため。 ② エントランスホールを、くつろぎや交流の場として活用できるようにするため。
	拡大部分	改修する理由									
①	図書館1階の照明交換	① 区民ワークショップや事業者と協議を重ねるなかで、新たに創出する閲覧エリアや活動スペース等は、利用目的に応じて必要な明るさが異なり、既存の照明配置では対応できないことが判明した。 そのため、各スペースの機能に適した照明環境を整備する必要がある。									
②	1階エントランスホールの壁・照明改修	① リニューアル後の図書館空間との連続性を確保し、来館者を迎え入れる導入空間としてふさわしい明るさや環境を整備する必要があるため。 ② エントランスホールを、くつろぎや交流の場として活用できるようにするため。									
	※ 拡大に伴う業務を現行の設計委託契約に契約変更にて追加する。										

2 変更後のスケジュールについて

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
変更前	R7.12~R8.7 基本構想・基本計画策定業務	R8.8~R9.1 基本設計業務	R9.2~R9.6 実施設計業務	R9.10~R10.9 リニューアル工事	



	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
変更後	R7.12~R9.3 基本構想・基本計画策定業務（8か月延長）	R8.10~R9.3 基本設計業務（2か月後ろ倒し）	R9.4~R9.9 実施設計業務（1か月延長）	R10.4~R11.9 リニューアル工事（6か月程度延長）	

3 第3回区民ワークショップの開催結果について

(1) 内容

ア 中央図書館リニューアルの説明、図書館ナビゲーターの紹介

イ 江北小学校内の図書館見学

ウ 他者との会話が生まれた場所はどうような空間であったか、参加者の発表及び意見交換を通じて「これからの図書館のミーティング空間」に必要なことを考える。

(2) 開催日時・会場

令和8年8月2日（日） 午後1時30分から3時30分まで
江北小学校 学校図書館

(3) 参加者数

22名（事前申込者25名、定員30名）

(4) 参加者からの主な意見

ア 人が集まったり、会話が生まれたりするためには、他者との共通点や心理的に安心できる空間が必要だと思った。

イ 他の人から気さくに話しかけられると、次に自分も話しかけやすくなると感じた。

ウ 図書館が賑やかな空間になれば、自然と会話も生まれやすくなると思った。

(5) 当日の様子



4 今後の方針

- (1) 話しかけやすい賑やかな空間等、今回寄せられた区民意見について、リニューアル後の1階開架スペースに反映させられるよう事業者と調整していく。
- (2) リニューアル実施前であっても、現在実施している音のゾーニングの試行に反映できる内容については実施を検討していく。
- (3) 第1回及び第2回のワークショップで寄せられた意見についても同様に、リニューアル基本構想・基本計画への反映を進めていく。